

## 文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年9月11日（木曜日）

開会 午前10時55分

閉会 午前11時29分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

|       |     |         |      |         |
|-------|-----|---------|------|---------|
| (出 席) | 委員長 | 溝 手 宣 良 | 副委員長 | 山 名 正 晃 |
|       | 委 員 | 小 野 耕 作 | 委 員  | 仁 熊 進   |
|       | "   | 萱 野 哲 也 | "    | 村 木 理 英 |
|       | "   | 頓 宮 美津子 |      |         |

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 小 原 純   | 同次長 | 日 笠 哲 宏 |
| 同主幹    | 関 藤 克 城 | 同主幹 | 岩 佐 知 美 |

5 説明のため出席した者の職氏名

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 副市長     | 中 島 邦 夫 | 政策監    | 難 波 敏 文 |
| 総合政策部長  | 入 野 史 也 | 政策調整課長 | 林 啓 二   |
| 財政課長    | 岡 真 里   |        |         |
| 教育長     | 久 山 延 司 | 教育部長   | 江 口 真 弓 |
| 教育総務課長  | 藤 原 直 樹 | 学校教育課長 | 村 山 俊   |
| 学校教育課主幹 | 伊 藤 隆 広 |        |         |

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

## 文教福祉委員会審査報告書

令和7年9月11日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会  
委員長 溝手 宣良

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

| 議案番号   | 名 称                   | 結 果         |
|--------|-----------------------|-------------|
| 議案第68号 | 令和7年度総社市一般会計補正予算（第5号） | 原案を可決すべきである |

開会 午前10時55分

○溝手宣良委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、先ほどの本会議において付託されました案件の審査を行います。

議案第68号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第5号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、議案第68号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、山手小学校区放課後児童クラブ施設について、整備計画の変更に伴い、学校施設の改修に必要となりました経費を計上するものなどでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368億8,400万円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の12、13ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費1億2,575万円の減額につきましては、新たに放課後児童クラブとして利用するパソコンルーム及び図書室の改修経費を計上するとともに、当初計画しておりましたプレハブ新設に係る経費を減額するものでございます。

次に、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費1,300万円の増額につきましては、給食棟の2階を図書室に改修するための経費でございます。

次に、第13款予備費25万円の減額につきましては、予算調製でございます。

次に、歳入について御説明しますので、予算書10、11ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金及び第16款県支出金、第2項県補助金につきましては、歳出で御説明いたしました国及び県からの補助金でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金及び第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入につきましては、財源調整でございます。

第22款市債、第1項市債、第3目民生債につきましては、山手小学校区放課後児童クラブの計画変更に伴う減額でございます。

続きまして、第2条地方債の補正について御説明いたしますので、4、5ページにお戻りください。

第2表地方債補正（変更）につきましては、歳入予算の補正に伴い市債の借入限度額を減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これは、岡山県の許可基準を満たさないことが判明したためとありますが、具体的にはどういう法令によって、なぜ許可が認められなかつたのかをお尋ねしますと同時に、これは減額で、国庫支出金、県支出金とありますけれども、この申請に関して、言ってみれば、当初、プレハブ施設を設置することによる県や国から補助金が出るってことだったんですよね。なんだけれども、県の基準を満たさないためというのは、結局、この申請の方法や、こうこうこういうことでこういうところに対してこういうことで申請しますよ、出ますかという確認はあったんですか、なかつたんですか。こちらのこの予算に関することなんですが、こういうふうな県支出金、国庫支出金の裏づけというのは、国や県に取つてゐるんですよね。取つていながら、いや実は、県の、どこまで詳細に話したか分かりませんけれども、いやこれ、プレハブ施設を建てるんだ、こういうことで補助金出ますか、出ますよということで多分ここへ載つたんでしょうけど、その裏づけと、この許可が満たされない、これ縦割りだから仕方がないんだって言われるのかどうなのか。ちょっと説明がしにくいんですけど、その関係、関連性も併せて答弁していただけたらと思います。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

建築の最初の申請のところは、学校教育課の所管のほうから、県から国というふうに、最終的にはこども家庭庁のほうからの予算、補助金を頂くという形で申請をしております。その当初計画の中で、新築でプレハブを建てる場合の予算を計上して、その予算に対しての補助金を申請するという形で行つております。今回の建築基準を満たさないというところは、都市計画法におきましての建物を建てる基準を建てる場所が満たさないということで許可が下りなかつたということが、建築の設計をしている段階になって判明したということでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 これの山手小学校の給食棟の2階は今まで何に使つてゐたのか。それから、図書室の今までの容積、それから新しくこの給食棟の2階に設ける図書室の容積はどう変わつてくるのかというところを教えていただきたいんですけど。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

現在、給食棟、いわゆるランチルームですけれども、2階を何に使つてゐたかという御質問だつたかと思います。建てた当初は、そこで給食を定期的に食べてゐたということでございますけれども、今現在はコロナの影響もありまして、年に何回か学年給食をそこで取つてゐるというふうな状況でございます。それから、子ども向けの講演会ですとか保護者説明会、そういうことに利用を

しているほか、多分夏休みの間だと思いますけれども、ちょっと体育館が暑いということもあって、学童の子どもが遊び場として利用していると、そういった利用状況でございます。

それから、面積でございますけれども、ちょっと詳細、今、持ち合わせておりませんけれども、今の図書室より若干広いというふうな状況ですけれども、ちょっとランチルーム、形状が半円というか、4分の1というか、扇形の建物ですので、そういったところでどういうふうに書架等を置くかというのは、今、検討しているところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 計画が変更ということですが、最初、想定していた募集人数、これも変更になるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の御質問にお答えをいたします。

当初の計画で、建築では、定員が160名の収容を予定して建築をしておりました。今回の増設は、今現在、放課後児童クラブとして利用している場所に加え、さらに図書室とパソコンルームを改修して定員を増とするという予定でございます。

延べ床面積等を計算したところ、新たに増築する部分は、90から100名程度の収容は可能ということですので、現在の施設定員の70名に合わせまして、およそ160名程度、当初と同じぐらいの収容は見込めるという予定でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 重ね重ねすみませんね。

これ、今まで空き教室を使ったらどうなんだとか、そういう話ありましたよね。プレハブ施設でじゃなくて空き教室があって、そういうこともあったけれども、結局は空き教室を使うと、学校が管理する上でやっぱしちょと抵抗があるみたいな話があったと思うんですけど。空き教室で、池田小学校なんかはうまく区切りができるようになったけど、空き教室を使うとやっぱし学校側がちょっと嫌がるんだみたいな話だったんですけど。結局、今回の場合は大丈夫なんですか。いやいや、結局こういうふうに土壇場でこうなったから、仕方なく校長、学校管理者、校長がいいよって、もう仕方ないよねってなったんですか。いや、それだったら、そもそもこうならなければ貸してくれないのかという問題をどういうふうに思われていますかということと。

何度か、計画を持ってやってくれ、やってくれというのは、どの事業でもあったと思いますし、この放課後児童クラブも計画持ってやってくれ、やってくれということなんんですけど。今回は空き教室を使いますよってことなんんですけど、それも大丈夫なんですかというのがあって。山手地区も

やっぱり人口が増えてるから、子どもの、放課後児童クラブの児童が多くなってるわけですよね。今後、山手小学校そのものの生徒数というのも考えられてこの教室を使っているんですか。結局、これを使った、お金を使って学童に変えましたよと。だけれども、山手小学校の児童数がまだまだ増えていって、空き教室がないんだ、それでどうすんだってなったときに、ああ、あのときあそこを放課後児童クラブに造らず、よう考えとけばよかったですとか、そういうふうなことにはならないんでしょうか。こういうのも、後から後からぼこぼこぼこぼこ、今、土壇場、仕方がないんでしょうか。けれども、そういうことも見越しての今回、空き教室だったんでしょうか。急にプレハブ建設駄目だよって言われて慌てたんでしょうけど、そういうふうなことも考えられてやっているのか、この2点をお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回、山手小学校のプレハブを建設するという当初の計画が一つ大きく進めた理由としまして、現在、放課後児童クラブが空き教室を一つ借りて運用しております。ところが、来年の児童数増で、学級増が見込まれるということから、その教室を明け渡してもらわないといけないということがありまして、部屋の増築ということを計画しておりました。今後のことにも考えまして、新たな施設として建築するほうが、御指摘のとおりよいだろうということで進めていたんですが、今回、その基準として建築ができないということになりました、校内をどう利用するかということを検討を進めたという状況でございます。

さらに、今後の、今の就学前の地域の児童、園児数から推計しまして、今後の学級増等のことを考えて、そこまで一応話はして、教室増になったときには、次こういうことがあれば対応すると。この部屋で対応するというようなことも、向こう5年、6年を見越して今のところ計画はしているという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。いや、よく整理して、この先のことをやっているのは分かりました。

あと、もう一個。

最初に言った校長先生、学校管理者との関係。こうならないと学校は貸してくれないのかということですよね。今まで空き教室使ったらどうなんですかって、やっぱし学校管理者が防犯のことまで、どっちが管理するかということなんですかっても。いや、結局こうならないと貸してくれないのかということなんですか。じゃあ、もともと貸してくれるんだったら、もっと校長、学校管理者に対しての説得の仕方もまた変わったのかなとは思いますけれども。それがちょっと今、答弁で抜けていたのでお尋ねします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えをいたします。

校内の施設を、空き教室等を運営に使うか、またそれが難しいかという問題は、随時校長とも連絡を取って、どうするのが望ましいか、また協力できる部分はどこかという話を進めた上でやっております。学校のほうも、非常に理解を示していただきまして、お互い協力してやっていこうというふうに随時話は進めております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 放課後児童クラブに関しては、こども家庭庁も非常に拡充拡充といって様々な案件があります。例えば、公民館とか、そういったところも使える施設整備、それでも補助金出しますよって言ってるんですが、今回、給食室と図書室を入れ替えてという整備です。ほかにも選択肢はなかったんですか。最初からもうこれだけ、どうだったんですか。補助金が、今回施設整備でも補助金が出るんですが、今回の予算書を見ると、国庫補助金がゼロになってるんで、全く市の持ち出しだけで考えているということですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頓宮委員の御質問にお答えをいたします。

まず、拡充ということで、施設のほうは、校内ではほかのところとどういうふうにクラブを増設すればいいかというのは、検討は重ねてまいりました。今現在使っている部分がありますので、それらを全部合わせて160名全てを受け入れるようなというのはなかなか受け入れ側は難しい、すぐには難しいということで、いかにするかと。それで、ほかの案もいろいろ検討はしたんですが、これも学校や今のクラブの運営委員会とも協議をした結果、今回の改修の方針が一番望ましいという形になって、この形の結論に至ったということでございます。

また、もう一つの補助金のほうでございますが、新設するときの補助金を今回は落としているんですが、改修ということになりますと、また違う、補助率が少し変わるんですが、補助金を取っています。今回の持ち出し部分は、一般的に補助金以外の部分は市債を充てることが多いんですが、市債を充てるほどの大きな金額ではなかったので、一般財源のほうからという形を取っている状況です。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 今回のこの計画変更というところなんですが、当初のときは山手小学校にプレハブを建てるんだというふうにはしましたが、先ほど萱野委員の質問にもちょっととかぶる部分があるかもしれないんですけど、最初、そもそもこの計画をしていたとき、当初で挙げてきたときですね。そのときにやろうとしていたことが、もう既にその都市計画法、どの部分に引っかかってるのか分からないですけど、そこでもう引っかかるかもしれないとか、そういった、正直言って見込みが甘

かつたというところがあるのかもしれないですけど。ここにどういうのを造ろうという計画を立てていって、それがどの都市計画法の何の部分で、これ、引っかかってしまったのかというところは、もう分かる範囲であれば、ちゃんとその話合いができるのかということをお聞かせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の御質問にお答えをいたします。

このところ、放課後児童クラブの増築等でいろいろな、これまでになかったような問題というのも分かったことがあります。例えば調整区域であるとか、そういうあたりの法令のあたりはチェックはしておりました。ただ、今回の建築の部分といいますのは、都市計画法が改正されたことによって、山手小学校は少し高いところにありますので、擁壁の問題で基準が厳しくなったことにより、新たに建築をすることができないということが、業者との設計の段階で判明したために、ちょっと設置ができないということが分かったということでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 その法が変わったというのは、この令和7年度のときに変わったんですか。それ以前からもう変わってたんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問にお答えします。

法の改正は、それ以前で、令和7年度からということではありませんが、そこへ建築をするということ自体が、それまでに放課後児童クラブを建てるということが今までありませんでしたので、分かったのがその後ということでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 ということは、法が令和7年度以前から変わったということは、この令和7年度の当初の計画を立てる時点でも、そのところは山手小学校のところ高台なんですが、引っかかるというようなその認識はちょっとなかったということなんですか、そちら側に。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問にお答えをいたします。

その認識はございませんでした。また、業者のほうとも話を進める段階で、最初は認識はありませんで、申請書を出すという段階で業者のほうも初めて気がついたという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。そういうところをやっぱりしっかりチェックする必要があるの

かなというふうにも今感じましたし、ほかのところで法が改正されて、もしかしたらそういうふうに引っかかるつて、もう既に建てたものというのは、多分そういう法には引っかからないかも知れないんですけども、そういったところというのもちゃんと全体的にチェックされる、それから今後また新しく建てていくところもあるでしょうし。そういったところのチェックというのは、もうちょっとしっかりとしっかりしなきゃいけないのかなというふうに思いましたが、そのところ、現在ちょっと引っかかるところがないかというところと、これから計画を立てる上で、その点をしっかりと留意していただけるかと、ちょっとこの2点を。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問です。

今後の建てるという状況では、他の学校等にも同じようなことが起こらないように気をつけていきたいとは思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 なければ、じゃあ私から。1点のみ。

最後、山名副委員長からの質疑があったように、その答弁を聞きますと、法は変わっていた。施行が令和7年度からであったけれど、その前の時点で変わっていたんですよね。変わっていたけど、そのことが分からずにやったと。実際に令和7年度になって、始めてから気づいたと。それを行政がしたということですね、教育委員会が。気づかずにやったということですね。その状態で、今回これを認めるとしても、その体質は変える必要があるんじゃないかと感じるんですけど、例え話で正しいかどうか分かりませんが、道路の使用状況を見て、最高速度の設定が変わりましたよというて、知らんかったんじゃというて速度超過しどったら、それは誰も許してくれないですよ。警察の取締りで。例えがよくないかもしれません、知らなかつたで通じるものではないというふうに思います、本来。このことによって、こう予算編成も変わりましたし、いろいろな多方面に影響が及んだのではないでしょか。その影響についてどのようにお考えかを、今回のこのことについて、今は文教福祉委員会なんでこのことについてですけれど、ちょっと反省をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに感じるんですが、そこについての言及は何かないでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 本当に気がつかなかつたというのが、本当のところでございます。学校が建っているわけですので、学校が建っている場所にほかの建造物が建てれないということ、もう疑つてもなかつたということが正直なところでございます。しかしながら、おっしゃられるように、どういう状況であってもまず法を確認するということは必要なことでございます。そういう面で、非常に我々としては不十分な対応であったということを反省しております。皆様にも大きな御迷惑をお

かけしたものと思っております。今後、このようなことがないように、しっかりと様々な方面から確認をした上で計画を立てていきたいというふうに思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○溝手宣良委員長 続けて、ちょっと私で。

承知をいたしました。教育長の今の反省というか、御答弁、真摯に賜りたいと思います。

ただ、これ、教育委員会に限った話ではないと思います。総社市全体の話なのかなというふうに思うので、その点いかがでしょうか、副市長。

副市長。

○中島邦夫副市長 今、教育委員会側のことで教育長が答弁いたしました。

私は、全体といたしましては、これはあくまでも専門職、市の職員が全て分かるわけじゃございません。ですから、委託としてコンサルタントに依頼します。最初にコンサルタントへ依頼して、どういったものを計画するかということで1年間を費やす、するんであれば、コンサルタントに発注した後、こういったプレハブを、ここへどれだけの面積のものを建てますというものがはっきり分かりますが、同年度でコンサルタントへ発注する。それで最終的に、大まかにはこういったものを建てますというのは職員で決めますが、そこから先はコンサルタントへ発注して、それからそういういった専門的な協議、どういったものができるかというのは、本格的に協議、設計へ入りますので、それで今のやり方は、同一、1年間の間に、一年でも早くコンサルタントへ発注して、その年度で工事をしようとするので、こういった無理が起きてくるんだと思います。通常ですと、これは2年間をかけて計画して、それから工事をする。そういう工程でいけば、こういったことはほぼなくなると思いますので、今後どうやっていくか。物によって大きく変わってくると思いますので、そこら辺はよく検討して、どういうやり方にするかを決めていきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 では、私より。

じゃあ、計画に無理があったという解釈でいいんですか。

副市長。

○中島邦夫副市長 無理というんでなしに、やはりこういった放課後児童クラブ、これはもう地域からの要望、一日というのは大げさかも分かりませんけど、一年でも早くという強い要望がありましたので、やはり行政としてはそれに応えていくことも必要だらうと私は思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。もちろんその姿勢がとても大切であろうかとは思いますが、やはり計画を立てていくということも非常に大切なんだろうと思います。今日のこの委員会の中でも、そういう関係の言葉はあったのかなと。今後の人口であったり、児童数の増大というのをちゃんとチェックしてという言葉もあったと思うので、そういうことも含めて計画性を持って、かつ地域住民等の要望もできるだけ速やかにという姿勢で今後も臨んでほしいというふうに思

います。よろしくお願ひいたします。

副市長。

○中島邦夫副市長 ありがとうございました。我々もそういった思いで、本当、間違いは起こさないように、できるだけ市民の要望に応えれるように、どういうやり方がいいのかをまず検討して進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 それでは、他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時29分